第２　放棄又は取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生債権等について全部又は一部の放棄又は取下げがあったときは、放棄又は取下げ後の債権額に基づいて本章の各規定を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始決定日以降、更生債権等の譲渡、移転又は弁済による代位（以下「譲渡等」という。）がなされた場合においても、権利の変更及び弁済方法は、更生計画案提出日時点における債権額を基準とする。更生計画案提出日後に更生債権等の一部の譲渡等がなされた場合は、免除額は新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。

第４　端数処理

更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、1円未満の端数は切り上げるものとする。

第４章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、保有する現預金、本件分割の対価、及び、本件分割による承継の対象外となった資産の換価・回収金から後記第３節記載の共益債権額を除いた額を原資とする。

第２節　予想超過収益金の使途

東京地方裁判所平成29年（ミ）第１号会社更生事件にかかる手続（以下「本会社更生手続」という。）中に予想超過収益が生じた場合には、共益債権の弁済及び確定一般更生債権への追加弁済の原資に充てる。

第３節　共益債権とその弁済方法

１　更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成29年９月１日）から平成30年２月末日までに支払った共益債権は、別表４のとおり469,607,989円である。

２　更生会社の平成30年２月末日現在の未払共益債権は、別表４記載のとおり140,776,883円である。

３　前記未払共益債権及び平成30年３月１日以降更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、本件分割により株式会社蛸屋（本店所在地　栃木県小山市城東四丁目19番15号。以下「本件承継会社」という。）へ承継される共益債権を除き、更生会社が保有する現預金、本件分割の対価、及び、本件分割による承継の対象外となった資産の換価回収金をもって随時弁済する。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の処理

第１　存続する担保権

１　不動産を目的とする担保権

⑴　別表９記載の各担保権は、更生計画認可決定日以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定の時に同欄記載の額に確定する。

⑵　別表９記載の根抵当権の権利者は、管財人らから書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記及び極度額を同表の「新しい債権額」欄記載の額に減額するための変更登記手続に必要な一切の書類を管財人らに交付する。

⑶　存続する担保権の共同担保関係は、別表９記載の整理番号が同一の担保権の間でのみ存続し、整理番号が異なる担保権の間の共同担保関係は更生計画認可決定の時に消滅する。

⑷　別表９記載の各担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時又は本件分割効力発生日のいずれか早く到来する時に消滅する。当該担保権に係る担保権者は、被担保債権の完済と引き換えに又は本件分割効力発生日の前日までに、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人らに対し交付しなければならない。

２　リースにかかる担保権

⑴　別表11整理番号１乃至３並びに５乃至８記載のリースにかかる担保権は、更生計画認可決定日以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　別表11整理番号１乃至３並びに５乃至８記載のリースにかかる担保権は、本件分割効力発生日の前日まで存続し、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時又は本件分割効力発生日のいずれか早く到来する時に消滅する。

⑶　別表11整理番号１乃至３並びに５乃至８記載のリースの目的物（以下「リース物件」という。）の所有権は当該担保権者に帰属し、各リース契約の期間満了日まで、管財人ら、更生会社又は本件承継会社は引き続き当該リース物件を使用することができる（ただし、管財人ら及び更生会社については本件分割効力発生日の前日までの期間、本件承継会社については本件分割効力発生日以後の期間に限る。）。

リース期間満了日において、当該担保権者は、本件分割効力発生日の前日までにおいては管財人らから、本件分割効力発生日以後においては本件承継会社から、リース契約の約定に基づく当該リース物件の買取等の申出又は再リース契約の締結のない限り、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

⑷　リース物件にかかる各リース契約の期間が満了した場合、本件分割効力発生日の前日までにおいては管財人ら、本件分割効力発生日以後においては本件承継会社は、それぞれリース物件にかかる担保権者の同意を得て、当該担保権者との間で各リース物件にかかる再リース契約を締結することができる。

⑸　前記⑵に基づきリースにかかる担保権が消滅したときは、当該担保権者は、本件分割効力発生日の前日までにおいては管財人らの同意、本件分割効力発生日以後においては本件承継会社の同意を得て当該リース物件の所有権を放棄することができる。

⑹　管財人ら又は本件承継会社は、リース期間満了前においても随時リース物件を当該リースに係る担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

３　所有権留保にかかる担保権

⑴　別表11整理番号４記載の所有権留保にかかる担保権は、更生計画認可決定以後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

⑵　別表11整理番号４記載の所有権留保の効力は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時又は本件分割効力発生日のいずれか早く到来する時に消滅する。当該所有権留保に係る担保権者は、被担保債権の完済と引き換えに又は本件分割効力発生日の前日までに、当該所有権留保の目的たる物件の所有権を更生会社へ移転するために必要な手続（対抗要件具備のための手続を含む。）を行わなければならない。

第２　存続しない担保権

１　別表10記載の担保権、及び、前記第１に定める存続する担保権以外の担保権で更生計画に記載されていない一切の担保権は、更生計画認可決定の日にすべて消滅する。